

保振業務20第116号
平成20年8月15日
株式会社 証券保管振替機構

加入者集会及び加入者保護信託に関する業務規程の制定について

1. 制定の趣旨

「株式等の振替に関する業務規程」を定めることに伴い、当機構が実施する他の振替制度をも含めた横断的な加入者集会及び加入者保護信託に係る業務規程を新たに定める。

2. 制定の概要

「加入者集会及び加入者保護信託に関する業務規程」(別紙)を定める。

3. 施行日

株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律附則第1条本文に規定する同法施行の日(一部の規定については、同法附則第1条本文に規定する政令の公布の日)から施行する。

以 上

(注)「社債等に関する業務規程」等の加入者集会及び加入者保護信託に関する部分等について別途改正を行う。